

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（電気自動車等導入促進事業）
事業計画書

飯田市長

申請者 住所 〒399-2431
飯田市川路 番地
氏名 印
電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、電気自動車等導入促進事業を実施するので、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第 6 条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

1 補助金交付申請額 円 捨印欄
EV・PHEV：蓄電容量×1／2×4万円／kWh
上限…CEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額
FCV：CEV補助金の銘柄ごとの補助金交付額

2 事業計画

事業内容			必要書類（ ☒ を記入）
・ 対象車両に関する事項			☐ 費用の総額及び内訳がわかる書類 ☐ 2 者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書 ☐ 車名及びグレード並びにバッテリー容量が掲載されたカタログ等の写し ☐ 接続するV 2 H充放電設備の登録型式がわかる書類 ☐ ＜接続先太陽光発電設備が系統接続している場合＞接続先の太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類
車両の仕様	E V ・ P H E V ・ F C V		
メーカー			
車名及びグレード（注1）			
バッテリー容量（注2）	k W h		
納車予定日	令和	年 月 日	
購入に要する費用 （一般…税込、事業者…税別）	円		
接続先太陽光発電設備に関する事項 （注3）	メーカー名： 最大出力値： 設置年月日： FIT・FIP認定の有無：		

注1 対象の車両は、再エネ発電設備と接続して充電を行う新車であり、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（CEV補助金）の対象として登録された銘柄に限ります。
注2 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合に記入してください。
注3 対象となる蓄電池は、太陽光発電設備の発電設備から発電される電力を蓄電されるものとします。なお、接続先の太陽光発電設備において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得している場合は、補助の対象となりません。

3 補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては同要綱第 7 条第 2 項の規定により付される次の条件に同意します。

(1) 本補助金はCEV補助金と併用することはできないこと。

(2) 補助金を受領後、市長が本補助金の補助交付決定者へ個人のエネルギー使用量等に係る情報の開示を求めた場合は、速やかに無償でこれに応じること。

(3) 前号に掲げるもののほか、別に定めるガイドライン、国要綱及び国要領に沿った事業として実施すること。